

ヘーゲル「法哲學」に於ける

市民社會論について

鶴田孝

—

一般に思想は、それが歴史主義的なものにせよ非歴史主義的なものであるにせよ、特定の歴史的社會に根源的に規定されながら歴史的に形成されるものである。一見超歴史的と思われる理性の先驗性の立場に立つドイツ古典哲學も當時の西欧先進諸國とドイツの社會的現實を間接的、直接的背景として生れたものに他ならない。故に、ドイツ古典哲學の十分な理解のためには、我々はその社會史的考察の媒介を必要とするのではなからうかと思われる。所で、このような學的方法の必要は、私がこゝで問題とする所のヘーゲルに關して特に強調されねばならない。何故なら、觀念論的思辨的運動の完成者であり強力な體系家である彼に於いて、我々は同時に、歴史の切實な動きに要請された、社會的現實そのものの中へのドイツ古典哲學の偉大なる前進を認めねばならぬからである。一六世紀以來の不斷の戦と世界通商航路からの地理的不利とを決定的原因として、先進ブルジョア諸國に對し著しい立遅れを見せるドイツ産業資本も、一八世紀を通じ緩慢ながらも確實な上昇を示し、この世紀の末葉に至るやドイツに於ける市民社會的事實を最早動かし難いものとした。經濟的上昇は文化的成長にも反映し、一八世紀のドイツはクロップシュトク、レッシングとヘルデル、ゲーテとシルレルの時代であり、カントの世紀である。然し、この世紀の九十年代にもなると、ドイ

ツの教養階層の生命意識は更に汎神論的情熱へと發展する。然し乍ら、このような文化的活動の土台となる社會的現實は、市民社會的事實の増大と共に、漸次危機的性格を強くしていた。即ち、當時の社會的現實は、主要矛盾としての封建的要素と市民社會的要素との對立、及び從屬的矛盾としての兩要素の内部に於ける對立を以て特徴づけられる。社會は正に危機的段階に於いて前進していたが、フランスのブルジョア革命とその相續人ナポレオンとのドイツの憐むべき關係により、この危機的社會は、一層その破局的性格を露呈した。このようなさし迫つた歴史的情勢は、ドイツ古典哲學をして最早カントの先驗的批判主義の立場には止めしめなかつた。今やそれは、社會的現實そのものに對して歴史的實踐的態度をとり、それを自らの本質的問題としてとり上げると云う思想的轉回をなしたのである。この問題の出現は思想史に於ける危機であつたが、自らこの危機の頂點に立ち、その解決を見出した人、それがヘーゲルであると思われる。

ヘーゲルは特にフランクフルト時代から、社會的現實への思想的對決に苦惱に充ちた努力をなすのであるが、この對決は、現存する市民社會の未熟に規定され、永年の經濟的社會的後進性に根ざすドイツイデオロギーの著しい反動的傳統（觀念論的思辨性）の制限を破り得るものではなかつたが、觀念論をして最早主觀的形式主義にも單に實體的な形而上學にも止めしめず、客觀的、辨證法的、思辨哲學として規定した。彼は理念を常に全體に於ける相互連關と運動とに於いて、そして亦常に對象化されたその實現に於いて把握せんとするのである。かくしてかゝる辨證法的思辨哲學によつて概念的に把握された當時の市民社會的現實、即ち、ヘーゲルの市民社會論は形而上學的思辨性を以て根本規定としつゝも、相反する二つの契機、實體的思辨と辨證法、先驗的超越性と對象的内在性、國家主權の強調と市民社會的活動の主張、等々から成るものと云えよう。そしてヘーゲルが彼のこのような社會觀の實現の希望を托さんとしたものが、プロシヤの絶對主義であつたと思われる。私は次にこれら相對する二極に於いて、彼の市民社會論の構造を明かにしなければならぬ。

- (1) マルクス・エンゲルス選集(大月書店)第四卷上、六頁。
- (2) このような發展のすぐれた洞察を、我々は情熱の詩人ハインリッヒ・ハイネに認める事ができる。Heinrich Heine: *Gesammelte Werke*, 5. *Zur Geschichte der Religion und Philosophie in Deutschland*, S. 133-137.
- (3) Georg Lukács: *Der Junge Hegel. Ueber die Beziehungen von Dialektik und Oekonomie*, S. 509.
- (4) デイタイも對象的思考法は始めからヘーゲルを支配していたと云うが、この思考法こそ彼をして社會的現實との思想的對決に赴かした當のものであり、辨證法的思考の母胎であつたと思われる。ついながら、この對象性は少年時代のギリシャ悲劇の愛讀により得られた、社會に於ける客觀的法の存在の即自的理解を地盤として成長したものでないかと思われる。
- Wilhelm Dilthey: *Gesammelte Schriften*, Bd. 4. *Die Jugendgeschichte Hegels*, S. 6.

二

一八世紀末葉に於ける動かし難い市民社會的事實は、ドイツ民族の生命意識を昂めると共に、矛盾を以て浸蝕した。現實のこの矛盾に直面して、ノヴァーリス、フリードリッヒ・シュレーゲル、アダム・ミュラー等のロマンチックの名を以て呼ばれるドイツ教養階層の一部は、この無氣味に迫つて來る市民社會的事實をヨーロッパの墮落と考へ、中世への還歸に於いてその止場を思念した。このロマンチックに對し、ヘーゲルは市民社會を積極的に肯定する。蓋し、ロマンチックの社會觀は、原始的、自然的直觀に基いて建設された古代國家や家の單純な實體的普遍性の原理に立つものであり、従つて、理念の成熟と共に獨立し行くその特殊性の契機によつて復讐されねばならない。「人倫的なものに於ける悲劇」の出現、古代諸國家の没落の原因は、畢竟この復讐に他ならない。理念は自らを無限な力として保持せんがためには、たゞ自らに對立するものをしてその全權勢を分散せしめ、かくして對立を克服し、以て對立に於いて自らを保持し、對立を自らの内に綜括する事によつてのみ得られる。理念が特殊性の契機に獨立的權利を與えるこの象面が、ヘーゲルの市民社會的現象の領域である。彼の健全な歴史意識は、かゝる市民社會的過程を、理念の凡ゆ

る諸規定に初めてその権利を認める近代世界の創造として積極的に肯定する。

「法の哲學」はヘーゲルの多年に亘る社會的現實との思想的對決の成果としての市民社會論を、完成した明瞭な性格と形態に於いて示し、同時に既に確立した辨證法的思辨に於いてその積極的存在理由を確證するが、我々は他方、彼の政治的諸論文や友人ニートハンメルへの書簡に於いて、ドイツに於ける市民社會形成への彼の積極的態度を、具體的に認識し得る。「ドイツ憲法論」は國民的統一のため一種のマキャヴェリズムを要請すると共に、市民社會的活動の自發性を強調して次の如く云つてゐる。社會生活の機能が餘す所なく國家權力に集中してゐるか、それとも「國家權力が掌中にしてゐるもの、他に國民の自由なる忠誠や自己感情や自發的努力に頼る事ができ」、「最高の國家權力ができるだけ多くの事を國民自身の配慮に委ねる時にのみ生命を得る所の全能不敗の精神に頼る事ができるような状態におかれてゐるか」と云う區別は無限なものである」と。亦、ナポレオン戦争の時期に於いて彼はゲーテと共に、ナポレオンとライン同盟の支持者であり、ドイツに於ける封建的殘存物の清算と再生を、強く「バリの偉大な公法の先生」から期待してゐる。ニートハンメルへの一八〇八年二月一日附の手紙は、此の期待を次のように表現してゐる。「然し、この法典(ナポレオン法典)の重要さもそれから我々の波みとる事のできるであらう希望、フランスやウエストフアリアの國憲がもつていてバイエルンにはない部分があるにも導入せられるであらうと云う希望に比較すれば、物の數ではない。(この國の)自發性ではその實現は覺束ない。：：然し、それが天帝の、即ち、フランス皇帝の意志でありさへすれば、それは實現するであらう」と。このような立憲君主制の要求はナポレオン失墜後も更に變る事なく、世界精神の命令としてその實現の歴史的必然性を洞察してゐる。

情、客觀的精神(人倫)の本體をなす自由意志の理念は、家に於いては直接的實體的統一にあるに過ぎず、自らの中に豊富な規定を有する無限な生命となるためには、特殊性の契機に十全の全權勢を發揮せしむべく、市民社會的現

象の過程を媒介としなければならぬ。かくして市民社會は特殊性の活動の領域であり、それを以て自らの第一原理とする。所で、特殊性とは、他の凡ゆるものは彼にとつて無であると云う利己目的追求に専念する近代的私人を意味するが、然し、特殊性がそれだけで凡ゆる方面に向つて自らの欲求の満足を求むれば、特殊性はこれらの享樂の中に自らのみならず、その實體的概念迄も減す。即ち、特殊性は本來他のそれとの關係に於いて存するのであるから、そこには兩者を媒介する普遍者がなければならず、こゝに市民社會的運動の第二の原理として普遍性が出現する。そして特殊性は普遍性に於いてのみ、自らの眞理と積極的現實性の權利を有するのである。かくして、市民社會は利己的・特殊目的追求の私人を自らの基礎としてもちつとも、その實現に於いては全體的依存關係の必然的體系をなすに至る。このような市民社會的運動の系列に於いて、我々は、有限な諸規定は運動の過程に於いて自己揚棄し、反對の諸規定へ移行すると云うヘーゲルの辨證法的洞察を認める事ができるのである。然し、更に注目すべき事は、かゝる辨證法的把握は單なる思辨的抽象に於いてなされるのではなく、對象的に具體化された經濟的社會的基礎過程の考察に於いてなされると云う事である。

カントに於いては市民社會的結合の根據は、人間の「非社交的社交性」⁽⁶⁾と云う人間本性の主觀的なものに求められるが、ヘーゲルは之を對象的客觀的に存する生産的勞働に於ける分業的社會的性質に求めて次の如く云う。「個人の勞働は分業によつて一層單純となり、且つこれによつて個人の抽象的勞働に於ける技能、並びに生産量が一層増大する。同時に技能及び手段のこの抽象は、その他の欲求を満足するための人間相互の依存性及び交互關係を全き必然性にまで完成する」。こゝに於いて、「主觀的利己心は轉じて萬人の欲求を満足するための寄與となる、——即ち、それは特殊を普遍によつて媒介する辨證法的運動に轉化し、かくて各人が自己のために獲得し、生産し、また享樂しながら、然も正にこれを以て他人の享樂のために生産し、獲得する事となる」。ヘーゲルはかゝる依存關係に於ける必然性、即ち、分業的生產によつて構成された市民社會全體の（廣義に於ける）經濟力を、「普遍的持續的資力」⁽⁷⁾

allgemeine, bleibende Vermögen)と呼ぶ。我々は、市民社會の構造をこのように經濟的社會的基礎過程の實質に於いて、しかも矛盾的發展の相に於いて捉えんとするヘーゲルの方法に於いて、彼の思辨哲學の對象的辯證法的性格を認め、且つ亦彼の市民社會論のドイツ古典哲學史上占める所の特異な位置を認めるのである。

然し乍ら、ヘーゲルの立場は思辨的意識の必然性に眞理の究極の根據をおく觀念論であり、従つて彼の辯證法は精神の自己内運動であるに過ぎない。故に、彼に於ける市民社會の過程は、その根柢に於いて同時に人倫的精神的發展過程でなければならぬ。即ち、形而上學者ヘーゲルにとつては、市民社會の過程は、特殊的主觀性をその自然的偶然性から特殊性の本來的性格に即しつゝ、教化する人倫的發展の過程でなければならぬ。そしてこのように理性が現象の凡ゆる分野にその根柢に於いて支配していると云ふ事の確證が、社會過程そのものゝ分析よりもヘーゲル自身にとつてはより大きな關心であつたと思われる。ポール・フォーゲルも此の點を指摘し、ヘーゲルの市民社會論には形而上學的關心が先行すると云い、カール・レヴィットも、「ヘーゲルの精神哲學に於ける人間の普遍的な本質規定は常に、人間が何らかの意味で『人間』であると云う事ではなくして、人間がその本質上『精神』であると云う事である」と云つてゐる。

かゝるヘーゲルの形而上學的關心は、市民社會的過程の辯證法的成果であるかの必然性の體系（普遍的持續的資力）の把握にも如實に現われている。つまり、この資力は市民社會の辯證法的成果として、各個人の直接的基礎（資力）や教養・技能等の制約に應じ分業の過程に於いて分有され、この分有された個人の特殊的資力（das besondere Vermögen）に内在する普遍性に従つて、農民階層・實業階層・官僚階層の三つの「特殊の諸體系」に區別され分化された規定態に於いて存するのであるが、思辨哲學者としてのヘーゲルは、これを概念存在の三様態（質體的・形式的反省的・普遍的）に従つて構成せんとする。かくて三つの階層は自ら客觀的となれる特殊性として、理念の分岐であり、また理念はこれらの階層に於いてのみ自らの現實性と倫理的客觀性とを得ているのである。故に、或る階層に

屬する事は、個人にとつて人倫的實存の第一歩であり、階層を離れた人間は單なる私人であつて現實的普遍性をかくと云われる。⁽¹¹⁾蓋し、市民社會の辨證法的對象の考察の間は根柢に潜在していた概念の形而上學が、その考察の完了と共に全貌を現しているのが、こゝでも看取せられるのである。

このようなヘーゲル市民社會論の二重構造は、市民社會の發展の辨證法的結果としての貧富の對立とその解決に關する彼の理論に於いて、その頂點に達する。ヘーゲルは鋭い現實的感覺を示し更めて次の如く云う。市民社會が圓滑な活動を續けているならば、社會はその内部に於いて人口の増殖及び産業の發展過程にある。然し、この過程は一方に於いて、欲望及び充足手段の普遍化により財富の蓄積を増大せしめるが、他方に於いてこの普遍化は労働を一層個別化し、制限し、この労働と結びついた階級の依存性と困窮とを増大せしめ、市民社會はこゝに財富の過剰を以てして充分に富裕でないと云う辨證法を生ずる。こゝでヘーゲルは云わば過剰生産過少消費説によつて、生産と消費の不均衡と云う市民社會の經濟的矛盾を指摘するのであるが、彼のすぐれた歴史的感覺は、この矛盾を特に現代社會を擧しつゝある重要問題として認識している。然も、此の解決の直接的手段が、富裕階層の慈善や公共の財産（富裕な病院、慈善院、修道院）に求められるのは適當でないとヘーゲルは云う。何故なら、このような事は市民社會そのもの、原理たる主觀的特殊性の原理に反し、個人の獨立や名譽の感情に背くからである。⁽¹²⁾ではヘーゲルはこれらの解決のために如何なるものを考へているのであろうか。

ヘーゲルがこれらの辨證法の解決のため先ず見出すものは、ポリツアイによる特殊性の調整と植民的海外政策であるが、このような政策は市民社會の持つ弊害をたゞ外的に除去しようとするにすぎない。ヘーゲル哲學の根源的思辨性は、こゝでも理念にふさわしい解決を求めねばならぬが、ドイツの經濟的後進性はその事を可能ならしめていようである。つまり、市民社會の理念に従つて、特殊性そのものが自己の内在的利益に含まれるこの普遍者を自己の意志や活動の目的及び對象とする「職業團體」(Korporation)に於いて、この矛盾は解決せられる。即ち、こゝに於

いては「特殊なものに向けられた利己的的目的は同時に一般的目的と考えられ實證せられるのである」。かくて市民社會に於いて最も特徴的な個人が自己のために配慮しながら、同時に他人のためにも行動する事となる所の無意識的必然性が「職業團體に於いて初めて意識せられ思惟せられた人倫徳」となるのである。そしてこのような主觀的活動性を媒介としながら、然も有機的協和にある組織こそ、人倫の哲學者たるヘーゲルにとつて好ましいものであるが、彼はこの職業團體を論理的媒介として、かゝる有機的組織を市民社會の全象面に於いて恢復せんとする。これがヘーゲルの國家であり、市民社會の具體的真理である。⁽¹⁷⁾

「法の哲學」は市民社會論を経て、強力な立憲制君主制の理論を展開する國家論となるが、前者を當面の對象とするこの小述は、國家に關しては、それが具體的普遍として凡ゆる對立を協和せしめる有機的組織たる事、それは一つの個別的意志として強力な主權によつて統一される事、最後にそれは往々人によつて誤解される如く中世的過去のなものでなく、市民社會的過程に即した無限な自己内區別であり永遠の生産である事を指摘するに止めねばならない。

- (1) Hegel: Schriften zur Politik und Rechtsphilosophie, herausgegeben von G. Lasson, 1923, S. 380. マカハチロウ
ヘーゲルの市民社會的矛盾の洞察を讀む。G. Lukács: ibid. S. 522.
- (2) Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, §. 182, 185.
- (3) Hegel: Schriften zur Politik und Rechtsphilosophie, S. 31.
- (4) Briefe von und an Hegel, herausgegeben von J. Hoffmeister, 1962, S. 218.
- (5) Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, §. 182, 183, 185, 186.
- (6) Kant: Ideen zu einer allgemeinen Geschichte in der weltgeschichtlichen Absicht, S. 223.
- (7) Hegel: ibid. §. 198, 199.
- (8) Hegel: ibid. §. 187.
- (9) Paul Vogel: Hegels Gesellschaftsbegriff und seine geschichtliche Fortbildung durch Lorenz Stein, Marx, Engels und Lassalle, 1925, S. 7, 11, 86, 88.

- (10) カール・レヴィット著、柴田・鶴・安藤譯「ウェーバーとマルクス」七六頁。
 (11) Hegel: *ibid.* §. 201. 206. 207.
 (12) Hegel: *ibid.* §. 243. 245.
 (13) Hegel: *ibid.* §. 249. 251. 255.
 (14) Hegel: *ibid.* §. 256.

三

ヘーゲル市民社會論の一般的構造の考察を右のようにして終つて、我々の注意せねばならぬ事は、その具體像がロイセンを代表とする當時のドイツ絶對主義體制の志向すべく要請されていたものと著しい對應を示す事である。一般に市民社會の第一の特徴は産業資本の成長に伴う經濟的生産力の著しい向上であり、所謂ブルジョアジーが社會の代表者として進出して來る事であるが、ヘーゲルの根源的に哲學的な市民社會論は、既に指摘したように、一般的なものへの關係が形式的であるために、普遍性よりも特殊性の方がより支配的である所の實業階層に對し普遍階層としての統治階層をあげている。固よりヘーゲルのこのような主張は概念の必然性に從つてなされるものであるが、同時に經濟的社會的に後進的なドイツの現状を——そこではブルジョアジーには未だ社會を支配し指導する力なく、從つて社會の既成指導力である官僚階層に普遍的な性格を要請されていた——よく反映するものと云えよう。次に、富裕と貧困と云う市民社會的矛盾の解決を、彼が中世のツンプトの形態——勿論、個人的主觀を媒介するものとしてそれは區別せらるべきものではあるが——たる職業團體に求める事は、今日からみればその幻想性は云うに及ばざる事であるが、この事も經濟的社會的後進性、即ちブルジョアジーとプロレタリアートの尖銳的階級對立の未だ存しない社會的現實を眼前にしては、容易に考え得べき事であり、この限りこゝにも社會的現實の反映を認め得ると云えよう。

第三に、ヘーゲルの市民社會は國家の有機的組織へと止揚され、この國家については主權的統一が強調されるが、此

の事も、對内的對外的關係に於いて、ドイツの歴史的課題であつた國民的統一を——この統一は國際關係に於いてはドイツ民族の實存のため必要であつたし、國內的見地に於いては生命財産の保護と經濟的活動の自由を求めていた漸進するドイツ・ブルジョアジーの要求であつた——反映しているとみてよからう。然も、この統一は力弱きブルジョアジーの仕事ではなく、君主のそれであつたし、ヘーゲルの歴史的洞察であり、「法の哲學」の概念的國家學の歸結が正しくかゝる事の認識であつたのである。かくして我々はヘーゲルの社會哲學に於いて、極めて深き歴史の意味に於いて、一九世紀初頭のドイツの歴史的現實のイデオロギー的表現をみるのである。

人は一般にヘーゲルの市民社會論に於いて、啓蒙期に於ける市民社會の自己主張と、その抽象的自己否定に立つロマンチクの有機的國家の綜合をみる事が出来るであらう。然し、かゝる主張には既述の所から明かであるように次の見解が附加されねばならない。即ち、ヘーゲルの市民社會論はその具體的眞理を有機的國家に求める點に於いて、啓蒙期のその如き論理的急進性をもたないとしても、彼の有機的國家は主觀的特殊性の契機を止揚する事により保存し、特殊性の對立に於いて自らを保持するものとして、單に直接的實體性の立場に止る所の中世的ロマンチクの國家觀とも亦峻別せられねばならない。然して、ヘーゲルと兩者を分離するものこそ、前者の有するすぐれて辨證法的歴史意識なのである。従つて、ヘーゲルと社會的現實(特にプロシヤ)との特別の結び付きを考えると、ハイムやデイルタイの如く兩者の私的關係を考える事も、亦、ラスキの如くヘーゲルと彼のよつて立つ社會的現實とを二〇世紀的現在にもち來つて評價する事も當を得たものではない。寧ろ、當時のドイツの社會的現實の一つの現實的政治的表現をプロイセン絶對主義に於いて認め、前者の思想的哲學的表現を辨證法的思辨哲學と「法の哲學」に於いて認めるのでなければならぬ。

(1) ドイツ・ブルジョアジーの無氣力についてはエンゲルスがしばしば語る所である。マルクス・エンゲルス選集第一二卷下、二九二、二九三頁。第一卷上、二二八頁以下。

ヘーゲル「法哲學」に於ける市民社會論について

- (2) 岩波倫理學講座第二冊、清水幾太郎著「市民社會」三二頁。
- (3) Rudolf Haym: Hegel und seine Zeit. Leipzig, 1927. S. 364.
- (4) デイルタイはヘーゲルとプロイセンの關係について次のような見解をとる。ヘーゲルはプロイセン政府の首相アルテンシュタイン、文相シュルツェに近ずき、反動政府の利用する所となつた。「……ヘーゲルはこう云ふ瞬間に達した。それはプロイセンの内に作用する、諸力の價值についての歴史的意識を強調すべき時期である。丁度一八一七年一〇月一八日ヴアルツブルグ祭が行われた。アルテンシュタインは青年が政治及びその不定な理想に加盟する事を阻止しようとした。最切から彼はヘーゲルを目して、彼の世情に圓熟した知識を以てすれば、この事を果し得る人物と考えた」。そしてヘーゲルはこのような政府との結び付きの報酬として彼の哲學の支持と繁榮を得たが、かゝる道こそ權勢意志 (Machatur) の人ヘーゲルのとらねばならなかつた道である。W. Dilthey: Gesammelte Schriften, Bd. IV. Hegels Berliner Periode. S. 256-8. ローゼンクラントツはこのようなヘーゲル觀に對して、「法の哲學」は彼の哲學的理念に從つて眞弊を掃蕩されたものである事、及びその内容がプロイセンの現状をはるかに超えて進歩的な事を以て、極力ヘーゲルを辯護する。Karl Rosenkranz: Hegel als deutscher Nationalphilosoph. 1869. S. 152-3. 既に歴史的にヘーゲルを考察した我々は、かのハイネと共に彼を節操のある人とみてよからう。
- (c) Harold J. Laski: The State in Theory and Practice. p. 103.

四

私は以上に於いてヘーゲルの市民社會論を、そのよつて立つ社會的背景を念頭におきつゝ、その二重構造に於いて把握せんと試みた。即ち、それは一方に於いて、理念を辨證法的過程の成果として對立に於いて自らを保持するものとして認めんとするものであり、他方に於いて、それはあく迄も客觀的觀念論として現實との始源的關係に立つものであり、理念の實現態を現實に認め、現實を宥和に於いて把握せんとした。然し、辨證法的成果(對立の究極的緊張)を思辨に於いて宥和する事は現實の神秘的幻想的禮讚以外の何物でもなし。かゝる立場からの、對立の統一としての矛盾的な市民社會的現實の把握は、同一の場所に於ける對立の存在と云ふ事の認識に止り、新しきものによる

古きものゝ闘争に於ける克服と云う歴史の辨證法の決定的要素は見落される。然し乍ら、かゝる現實の神秘的幻想こそ、一九世紀初頭のドイツの社會的現實の成熟の程度にふさわしい、思想界に於ける市民社會の形成であつたと思われる。何故なら、眞に市民社會的事實の辨證法的構造の把握は、市民社會そのものゝ成熟にまたねばならず、當時のドイツは市民社會的發展のあけぼのにあつたにすぎないからである。

然し乍ら、ヘーゲルはこのように著しい經濟的後進性に規定されて、觀念論的思辨性を突き破つて徹底した客觀的對象性に至り、市民社會の眞に辨證法的な構造を把握する事はできなかつたが、社會的現實の矛盾そのものゝ中に於いて眞理を見出さんとし、かくして辨證法を（制約を有するとはいへ）すぐれた形態に於いて發見すると云う思想史的偉業をなしたのである。分業による生産力と生産組織の急速な増大を基礎過程とする市民社會の過程は、同時に人間の自己疎外と社會化の過程に他ならない。ヘーゲルの思辨哲學が無意識のうちこれを廻つていたものが、この過程である。彼は自らの當面していた問題を徹底的に自覺し解決する事はできなかつたが、彼がプラトンの共和國に關していつた如く、自らの哲學的思辨が廻つたその問題が、「その當時切迫しつゝあつた世界の變革を展開せしめた中心軸であると云う事によつて、自らを偉大な精神として明かにしているのである」。

(丁)

(一) かゝる問題の自覺の徹底は、周知のようにカール・マルクスによつてなされている。マルクス・エンゲルス選集補卷第四、四〇一—四〇三頁。

(筆者 京都大學文學部大學院〔倫理學〕學生)

ENGLISH OUTLINES OF THE MAIN ARTICLES IN THIS ISSUE .

The outline of such an article as appears in more than one number of this magazine is to be given together with the last instalment of the article

Civil Society in Hegel's Philosophy of Right

By Takashi Tsuruda

Every thought on society is formed not independently of the real society in history. The speculative philosophy of Hegel, which, as the philosophy of "absolute mind", had the authority of its truth in the transcendental speculation, was in fact, as our analysis tries to show, shaped by means of theoretical confrontation with the historical realities of the civil society of his time, with the aid of the theories on political economy of J. D. Stewart and Adam Smith; his idealism is seen to have been given dialectical character in this process of confrontation.

He grasped the civil society, by his twofold method of dialectics and speculation, (I) as the process of dialectical movement between the two conflicting elements, universality and particularity, and at the same time (II) as the process of the development of *Sittlichkeit*,—and thus of the "absolute mind",—in which a *bourgeois* should be formed into a *citoyen*, and at the end of which the civil society itself should be transformed into a harmonic political organism, which, according to him, was the "absolute state".

Such a theory of civil society is, as may well be observed, full of fallacies and illusions; but nevertheless we would note the remarkable progressive part he played in the German history of the early 19th century, in theory as well as in practice, in contrast with the reactionary part played by the so-called Romanticism of Novalis, Fr. v. Schlegel, A. H. Müller, etc.